



長野県報

12月22日(月)
平成26年
(2014年)
第2635号

目 次

告 示

地方税法に基づく軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(5件)(森林づくり推進課)	1
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	3
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	3
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	4
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	4

公 告

表彰規則に基づく表彰(人事課)	5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課)	5
建設業法に基づく処分(建設政策課)	5
地方自治法に基づく監査結果に関する報告(監査委員事務局)	5
道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査の実施(東北信運転免許課)	67

告 示

長野県告示第712号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成26年12月22日

長野県知事 阿部 守一

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
長野屋石油株式会社	長野県佐久市臼田1558番地	平成26年12月9日
東信興産株式会社	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分556番地1	平成26年12月9日
有限会社田野口商店	長野県長野市篠ノ井会1番地1	平成26年12月9日

税務課

長野県告示第713号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年12月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
中野市大字更科字間瀬場713の1、714の1、715から717まで、719の2、719の3、720の1、字背負出1121の4、大字間山字田中坂912、927、931、字西山1491、字馬曲1717の3、字棚小坂1768、1769、大字三ツ和字北の窪2387、2388、字表山2333
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字間瀬場713の1、714の1、715から717まで、719の2、719の3、字田中坂912(次の図に示す部分に限る。)、字西山1491、字棚小坂1768・1769(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字北の窪2387、2388、字表山2333
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第714号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年12月22日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯山市大字静間字沓津4720

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第716号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年12月22日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡豊丘村大字河野3721、3733の2、大字神稲10057の4、12519の86から12519の90まで

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第715号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年12月22日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡豊丘村大字河野3873、3874、3890、3901、3906、3907の3、3912、4999、5019の1、5079の3、5089の2、5093、7229の166から7229の170まで、大字神稲11835から11837まで、12139の2、12140、12141の1、12142、12223の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

長野県告示第717号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年12月22日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下水内郡栄村大字堺字極野12493の310、12493の337、字中尾14217の1、14217の3、14218の1、14218の2、14219の1、14219の6、14220の1、14222の1、14222の2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第718号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年12月22日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

田屋南入、竹之下・田屋朝日、竹の下、岩戸白山(1)、岩戸白山(2)、岩戸花額寺西、岩戸花額寺東、岩戸くるみ沢口、岩戸くるみ沢、岩戸、岩戸山の神、岩戸太鼓沢(1)、岩戸太鼓沢(2)、岩戸太鼓沢(3)、立川柄平、立川天王様、立川奥殿上(1)、立川奥殿上(2)、立川大バサマ、大沢小塚原(1)、大沢小塚原(2)、大沢西、大沢大塚原、大沢草生、大沢黒沢、大沢戸川、大沢ダム下、立川鬼沢、立川大洞、竹之下坪川、八木山崎、八木沢、小仁熊キゴ、小仁熊中峠、皿吊北、小仁熊舞台、小仁熊旧鉄道敷、乱橋大門、伊切鎮守平、伊切木炭倉庫、伊切川山、赤坂裏、赤坂、大明神南、天王下、天王南、向山、沢田、秋葉山南、平林、秋葉山裏、臼窪、三軒屋敷前、三軒屋敷裏、皿吊南、漆洞、差切1、差切2、小滝沢南、赤松口1、赤松口2、中ノ尾、釜ノ平、細田西、細田東、菖蒲田西、日向、日向山、石浦東、古久保1、古久保2、宇津木、堤や沢、竹場橋北、竹場奥滑沢、竹場南、竹場東、中島、六工高山、六工日向山、雀岩西、北林、青柳東、青柳屋敷裏、丹花、おかめ山、宮ノ前、中村寺浦、中村日影林、中村山ノ神、長田南、七ッ松東、七ッ松西、宇洞坂、向原南、向原中、向原北、上須田、宮ノ平、菖蒲田東、町北、別所富蔵窪、中里東、サブッ沢北1、サブッ沢北2、大側、百瀬南、明日沢、百瀬北、中里、日影沢南、日影沢北、平、町南、笹の平北、中込北、中込南、山崎牡丹山、山崎向山、山崎上ノ山北、山崎上ノ山南、山崎欠ノ山、下山秋、山秋天狗山、山秋東、大野田向山西、大野田向山北、大野田蛇場、生金北、生金森下、生金南、松場堂山、安養寺北、永井中村細川口、永井中村トゾロ、永井中村向山、玉根政領、玉根水無、玉根文殊山、杉ノ越東山岸、安坂中村中村、道平北原北、道平北原中、道平北原南、湯戸坂口根場、草湯細川口、熊の川上大久保、熊の川日向西、熊の川日向東、桂石堂の下、桂石吉原、山間根甲沢西、山間、山間根甲沢東、高萩上平西、高萩上平東、高萩前、高萩上、中尾井戸沢、中尾上、中尾下、中尾五輪堂、大平西、大平中、大平東、新屋、真田横入南、真田横入北、真田山ノ神、新屋入山、水室沢ヤカンダ、熊の川日影、湯戸坂口湯上、安坂中部漸々、安坂中部長楽、下安坂宮澤南、下安坂寺ノ前、堀海道西、堀海道東、修那羅北及

真田山ノ神、新屋入山、水室沢ヤカンダ、熊の川日影、草湯、湯戸坂口湯上、安坂中部漸々、安坂中部崎平、安坂中部長楽、下安坂宮澤南、下安坂宮澤北、下安坂寺ノ前、堀海道西、堀海道東、修那羅北及び修那羅

2 指定の区域

東筑摩郡筑北村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第719号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年12月22日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

田屋南入、竹之下・田屋朝日、竹の下、岩戸白山(1)、岩戸白山(2)、岩戸花額寺西、岩戸花額寺東、岩戸くるみ沢口、岩戸くるみ沢、岩戸、岩戸山の神、岩戸太鼓沢(1)、岩戸太鼓沢(2)、岩戸太鼓沢(3)、立川柄平、立川天王様、立川奥殿上(1)、立川奥殿上(2)、立川大バサマ、大沢小塚原(1)、大沢小塚原(2)、大沢西、大沢大塚原、大沢草生、大沢黒沢、大沢戸川、大沢ダム下、立川鬼沢、立川大洞、竹之下坪川、八木山崎、八木沢、小仁熊キゴ、小仁熊中峠、皿吊北、小仁熊舞台、小仁熊旧鉄道敷、乱橋大門、伊切鎮守平、伊切木炭倉庫、伊切川山、赤坂裏、赤坂、大明神南、天王下、天王南、向山、沢田、秋葉山南、平林、秋葉山裏、臼窪、三軒屋敷前、三軒屋敷裏、皿吊南、漆洞、差切1、差切2、小滝沢南、赤松口1、赤松口2、中ノ尾、釜ノ平、細田西、細田東、菖蒲田西、日向、日向山、石浦東、古久保1、古久保2、宇津木、堤や沢、竹場橋北、竹場奥滑沢、竹場南、竹場東、中島、六工高山、六工日向山、雀岩西、北林、青柳東、青柳屋敷裏、丹花、おかめ山、宮ノ前、中村寺浦、中村日影林、中村山ノ神、長田南、七ッ松東、七ッ松西、宇洞坂、向原南、向原中、向原北、上須田、宮ノ平、菖蒲田東、町北、別所富蔵窪、中里東、サブッ沢北1、サブッ沢北2、大側、百瀬南、明日沢、百瀬北、中里、日影沢南、日影沢北、平、町南、笹の平北、中込北、中込南、山崎牡丹山、山崎向山、山崎上ノ山北、山崎上ノ山南、山崎欠ノ山、下山秋、山秋天狗山、山秋東、大野田向山西、大野田向山北、大野田蛇場、生金北、生金森下、生金南、松場堂山、安養寺北、永井中村細川口、永井中村トゾロ、永井中村向山、玉根政領、玉根水無、玉根文殊山、杉ノ越東山岸、安坂中村中村、道平北原北、道平北原中、道平北原南、湯戸坂口根場、草湯細川口、熊の川上大久保、熊の川日向西、熊の川日向東、桂石堂の下、桂石吉原、山間根甲沢西、山間、山間根甲沢東、高萩上平西、高萩上平東、高萩前、高萩上、中尾井戸沢、大平西、大平中、大平東、新屋、真田横入南、真田横入北、真田山ノ神、新屋入山、水室沢ヤカンダ、熊の川日影、湯戸坂口湯上、安坂中部漸々、安坂中部長楽、下安坂宮澤南、下安坂寺ノ前、堀海道西、堀海道東、修那羅北及

び修那羅

2 指定の区域

東筑摩郡筑北村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第720号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年12月22日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

大門川1、大門川2、花河原沢、乱橋川、立峠沢1、立峠沢2、立峠沢3、滝の沢、こんぴら沢、草塩沢、雀裏沢、くるみ沢1、くるみ沢2、太鼓沢、オオバサマ沢、ムジナヤ沢、小塚原沢、黒沢、ヒエダ沢、楡の木沢、ブドウ平沢、足山沢、蓬沢、仏沢、小八木沢、八木沢、堀ノ沢南、滝の沢西、棚原沢、小田交沢川、沢谷沢、座熊沢、中村沢川、山ノ神沢、北の入沢、北の入沢支、刈谷沢支、苦竹沢、鍋沢、北浦沢、明久沢、滝の沢、サブッ沢、明日沢、日影沢、後沢、熊の入沢、岩の入沢、トク波沢、イツコ沢、矢の口沢、豊沢、永井細川、向山小入沢、ホト窪沢、駒形十二沢、玉根沢、道平細川沢、大久保沢、桂石入、根甲沢、五輪堂沢、大平沢支、大平沢、向沢、西横入沢、入山沢、萩向山沢、こもっかわ、湯沢川、横走川、草湯川、草湯原沢、長楽沢及び宮沢川

2 指定の区域

東筑摩郡筑北村及び麻績村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第721号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年12月22日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

大門川1、大門川2、立峠沢2、立峠沢3、滝の沢、こんぴら沢、草塩沢、雀裏沢、くるみ沢1、くるみ沢2、太鼓沢、オオバサマ沢、ムジナヤ沢、小塚原沢、黒沢、ヒエダ沢、楡の木沢、ブドウ平沢、足山沢、蓬沢、仏沢、小八木沢、八木沢、堀ノ沢南、滝の沢西、棚原沢、小田交沢川、沢谷沢、座熊沢、中村沢川、山ノ神沢、北の入沢、北の入沢支、刈谷沢支、苦竹沢、鍋沢、北浦沢、明久沢、滝の沢、サブッ沢、明日沢、日影沢、後沢、熊の入沢、岩の入沢、トク波沢、イツコ沢、矢の口沢、豊沢、永井細川、向山小入沢、ホト窪沢、駒形十二沢、玉根沢、道平細川沢、大久保沢、桂石入、根甲沢、五輪堂沢、大平沢支、大平沢、向沢、西横入沢、入山沢、萩向山沢、こもっかわ、湯沢川、横走川、草湯川、草湯原沢、長楽沢及び宮沢川

2 指定の区域

東筑摩郡筑北村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課